

議案第17号

岩倉市介護保険条例の一部改正について

岩倉市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和6年2月26日提出

岩倉市長 久保田桂朗

## 岩倉市介護保険条例の一部を改正する条例

岩倉市介護保険条例（平成12年岩倉市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項第1号中「29,900円」を「29,400円」に改め、同項第2号中「37,700円」を「44,300円」に改め、同項第3号中「44,900円」を「44,600円」に改め、同項第4号中「52,700円」を「58,200円」に改め、同項第5号中「59,900円」を「64,600円」に改め、同項第6号中「67,700円」を「77,600円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第7号中「74,900円」を「84,000円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第8号中「89,900円」を「97,000円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第9号中「98,900円」を「109,900円」に改め、同号ア中「5,000,000円」を「4,200,000円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第10号中「104,900円」を「122,900円」に改め、同号ア中「5,000,000円以上8,000,000円」を「4,200,000円以上5,200,000円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第11号中「110,900円」を「135,800円」に改め、同号ア中「8,000,000円以上10,000,000円」を「5,200,000円以上6,200,000円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第12号中「116,900円」を「148,700円」に改め、同号ア中「10,000,000円以上15,000,000円」を「6,200,000円以上7,200,000円」に改め、同号イ中「に該当する」を「、次号イ、第14号イ又は第15号イに該当する」に改め、同項第13号中「122,900円」を「174,600円」に改

め、同号を同項第16号とし、同項第12号の次に次の3号を加える。

(13) 次のいずれかに該当する者 155,200円

- ア 合計所得金額が7,200,000円以上8,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 161,700円

- ア 合計所得金額が8,200,000円以上10,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者 168,100円

- ア 合計所得金額が10,000,000円以上15,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第4条第2項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「17,900円」を「18,400円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「17,900円」を「18,400円」に、「29,900円」を「31,300円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「17,900円」を「18,400円」に、「41,900円」を「44,300円」に改める。

第5条第4項中「すべて」を「全て」に改める。

第6条第3項中「若しくは第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ、第14号イ若しくは第15号イ」に、「第12号まで」を「第15号まで」

に、「月割り」を「月割」に改める。

第13条ただし書中「すべてが地方税法第317条の2第1項」を「全てが同項」に、「地方税法第317条の6第1項又は第3項」を「同法第317条の6第1項又は第4項」に改める。

第18条中「前4条」を「第14条から前条まで」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の岩倉市介護保険条例第4条の規定は、令和6年度分の保険料率から適用し、令和5年度分までの保険料率については、なお従前の例による。